

仮置場の分類

■ 仮置場の目的と必要機能

仮置場は、被災建物や廃棄物の速やかな解体・撤去、処理・処分を行うために設置する。

「仮置場」を示す呼称は、文献や自治体の災害廃棄物処理計画によって異なる場合が多く見受けられるが、しばしば混乱の原因となってしまうため、今後は統一した呼称が用いられることが望ましい。

以下に、仮置場の目的・機能や定義を示す。

災害廃棄物対策指針の本編では、「災害廃棄物分別・処理実務マニュアル」（一般社団法人廃棄物資源循環学会・編著）における「仮置場」、「一次集積所」、「二次集積所」を全て合わせたものを示す「仮置場」という表現を用いている。災害廃棄物対策指針の本編において、「主に一次的な仮置きを行う仮置場」とは「仮置場」、「一次集積所」に相当するものであり、「主に災害廃棄物の破碎・焼却処理を行う仮置場」とは「二次集積所」に相当するものである。

技術資料においては、既に別の呼称が用いられている文献・資料を転載する場合は、そのままの呼称を用いている。また、仮置場を機能や目的で区別する方が好ましい場合においては、例えば「災害廃棄物分別・処理実務マニュアル」における「仮置場」と「一次集積所」をまとめたものとして「一次仮置場」、「二次集積所」と同義のものとして「二次仮置場」という表現を用いている場合もある。

表 災害廃棄物分別・処理実務マニュアルにおける定義との対応関係について

災害廃棄物分別・処理実務マニュアル		災害廃棄物対策指針本編 における呼称
呼称	定義	
仮置場	個人の生活環境・空間の確保・復旧等のため、被災家屋等から災害廃棄物を、被災地内において、仮に集積する場所とする。	仮置場
一次集積所	処理（リユース・リサイクルを含む）前に、仮置場等にある災害廃棄物を一定期間、分別・保管しておく場所とする。	
二次集積所	廃棄物の状態や場所によって、一次集積所のみで良い／一次集積所しか設定できない場合もある。一次集積所での分別が不十分な場合等は、二次集積所が必要となる。設計及び運用においては、一次集積所と同様の扱いとしている。	